

産業別・事業所規模別所定外労働時間の基準

該当する業種、事業所規模の太枠で囲まれた時間数と比較してください。

業種	令和7年(2025年) (比較する時間)		参考：令和7年(2025年) 毎月勤労統計調査宮崎県結果	
	事業所規模 30人未満	事業所規模 30人以上	事業所規模 5人以上	事業所規模 30人以上
	調査産業計	-	-	7.1
建設業	7.6	11.6	7.6	11.6
製造業	10.5	11.6	10.5	11.6
電気・ガス・熱供給・水道業	10.9	12.2	10.9	12.2
情報通信業	15.3	11.9	15.3	11.9
運輸業、郵便業	20.7	25.1	20.7	25.1
卸売業、小売業	7.1	7.1	5.5	5.4
金融業、保険業	10.1	13.7	10.1	13.7
不動産業、物品賃貸業	9.8	8.4	9.8	8.4
学術研究、専門・技術サービス業	7.9	7.6	7.9	7.6
宿泊業、飲食サービス業	7.1	7.1	3.5	2.5
生活関連サービス業、娯楽業	7.1	9.7	6.8	9.7
教育、学習支援業	7.1	7.9	5.7	7.9
医療、福祉	7.1	7.1	4.7	5.6
複合サービス事業	7.1	7.1	5.4	
サービス業(他に分類されないもの)	7.1	7.1	5.5	5.7

※調査産業計の平均より低い業種・事業所規模は灰色でハイライトし  
比較する時間を調査産業計の時間数としています。